

前 長  
令和5年5月2日

介護予防・生活支援サービス事業所 管理者 様  
(訪問型・通所型サービス)

前橋市長 山 本 龍  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルスに係る介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス）の報酬算定の臨時的な取扱いについて（通知）

新型コロナウイルスに係る総合事業の報酬算定の臨時的な扱いについては、令和2年4月28日前長第8号「新型コロナウイルスに係る介護予防・生活支援サービス事業（訪問型・通所型サービス）の報酬算定の臨時的な取扱いについて」においてお示ししているところです。

今回、別添のとおり厚生労働省老健局令和5年5月1日付事務連絡があり、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更後の取り扱いが示されました。このことに関連し、令和5年5月8日以降の報酬算定の取扱いを下記のとおりとしますので通知いたします。

(長寿包括ケア課・介護保険課)

## 記

### ■訪問型・通所型共通

#### 1 休業する場合（事業所都合）

自主的にサービス提供事業所を休業する場合には、月の総日数から休業した期間（定期休業日を含む。）を差し引いた日数分（日割算定）を報酬請求してください。

(変更あり)

上記取扱いについては終了とする。

参考：別添別紙2及び介護保険最新情報 Vol.779（第4報）問4

※令和5年5月7日までの間に休業した場合は、令和5年5月分の請求は上記取扱いとなります。

#### 2 サービス利用拒否により提供回数が予定を満たさない場合（利用者都合）

感染拡大防止等を目的に提供回数を制限する場合（事業所都合）

月内の利用が0回の場合は報酬請求できません。また、月内の利用が1回以上ある場合には、通常の請求区分で報酬請求してください。

(変更なし)

参考：介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬サービスの日割り請求にかかる適用について（平成29年3月30日付前橋市通知）

### 3 時間短縮サービスを提供する場合

時間を短縮してサービスを提供する場合は、通常の請求区分で報酬請求してください。

(変更あり)

上記取扱いについては終了とする。

参考：別添別紙2及び介護保険最新情報 Vol.818（第9報）問2

## ■通所型のみ

### 4 代替サービスを提供する場合

施設への通所に代わる方法によりサービスを提供する場合は、通常の請求区分で報酬請求してください。

(変更あり)

上記取扱いにおける代替サービス提供例については下記のとおりとする。

・サービス提供例

電話による安否確認については終了とする。

参考：別添別紙2及び介護保険最新情報 Vol.809（第6報）問1・問2

その他、居宅訪問によるサービス提供及び指定を受けた場所以外でのサービス提供については、利用者や従業者（同居する家族を含む）に新型コロナウイルス感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合において、引き続き継続とする。

参考：別添別紙2及び介護保険最新情報 Vol.770（第2報）1・2

### 5 組み合わせてサービス提供する場合

通常のサービス提供と上記4の代替サービスを組み合わせて提供する場合は、通常の請求区分で報酬請求してください。

(一部修正)

上記取扱いについては利用者や従業者（同居する家族を含む）に新型コロナウイルス感染者（又はその疑いがある者）が発生した場合に、利用者の希望に応じて実施可能です。

参考：別添別紙2及び介護保険最新情報 Vol.779（第4報）問1・問2

## ■その他

・本通知の取扱いについては、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけ変更後の状況等を踏まえて見直しを行う場合があります。

・「新型コロナウイルスに係る介護予防・生活支援サービス事業（通所型サービス）の人員基準等の臨時的な取扱いについて（通知）」（令和2年4月20日付前橋市通知）については令和5年5月7日で廃止としますが、引き続き自主的な感染予防対策にご留意いただきますようお願いいたします。

### 【問い合わせ先】

担当：①福祉部 長寿包括ケア課 地域包括ケア推進係  
：②福祉部 介護保険課 指導係  
連絡先：①027-898-6276（直通）  
：②027-898-6132（直通）